

AOTCAは2015年10月14日から16日までの3日間リーガロイヤルホテル大阪及びグランキューブ大阪(大阪国際会議場)にて定時総会役員会、監事會、専門委員会及び国際タックスカンファレンスを開催した。

同会議には、14か国・地域の税務専門家等587人が集まり、うち日本からは日本税理士会連合会役員・国際部及び国際税務情報研究会委員のほか全国の税理士会員等合計300人が参加した。東海会からは、太田会長はじめ13名の会員が参加した。

10月14日午後3時から開催された専門委員会より実質的な会議がスタートし、15日前中にAOTCA定時総会役員会、監事會が開催され、同日午後から16日午前における国際タックスカンファレンスが行われた。

国際タックスカンファレンスは、まず15日に以下の講演等が行われた。

- 基調講演「変貌する世界経済と税務行政の課題」前国

・日本税務研究センター主催
プレゼンテーション「日本
の国際課税～BEPSプロ
ジェクトはどこまで実現さ
れるか」政府税制調査会会
長、東京大学大学院中里実
教授

16日の国際タツクスカン
ファレンスは、2テーマにつ
いてパネルセッション形式に
より行われた。

一つは、「税務専門家によ
る租税教育への取り組み」と
題し、インドネシア税理士会
スリヨハディ・ジュリアント
氏、日本税理士会連合会租税

- ・特別講演「B E P S 行動計画と租税条約」パリ第二大大学ギイ・ジェスト教授
- ・プレゼンテーション「モデル納税者憲章最終報告」AOTCAデビッド・ラツセル氏とSTEPマイケル・カデスキーフ
- ・日本税務研究センター主催プレゼンテーション「ルール・オブ・ローと日本の租税法」東京大学金子宏名誉

2015年 AOTCA 大阪会議報告

日本税理士会連合会国際部 神谷研



池田AOTCA会長

教育推進部長富村将之氏、韓国税務士会コ・ジュンホ氏並びにベトナム税理士会フオン・ヴー氏に、各國の現状などを報告いただいた。なお、発表者へは事前に、①租税教育の定義、理念、目的、②政府の基本方針、③貴会の基本方針、④政府・貴会間の連携及び協力関係、⑤今後の展望・課題の5つのテーマが通知されており、それらに基づき報告がなされた。

二つは、「B E P S 行動計画への対応」(自國政府における対応、企業の見解)と題し、中国注冊税務師協会ソン・ウェイ氏、シンガポール税理士会ラサ・マシュー氏並びに

香港税務学会ジエレミー・チヨイ氏及び香港会計師公会アンソニー・タム氏に、前テーマ同様、各国の現状などを報告いただいた。B E P S セッションにおいても、発表者には事前に、B E P S 行動計画のうち、「計画12」「タックス・プランニングの報告義務」または「計画13」「移転価格関連の文書化の再検討(国別報告の実施を中心として)」のいずれかを選択して、①貴国政府の対応、②企業の見解・対応、③税務専門家の見解・対応、④今後の課題の4つのテーマについて報

パネルセッションの最後に、AOTCA専門委員長ギル・レビー氏と同副委員長ケン・シュゴット氏が、「BEP S行動計画」(AOTCAの取組み)について報告した。そして、同会議のハイライトとして、OECD(経済協力開発機構)の租税委員会議長として長年BEP S問題を取り組んでこられた浅川雅嗣氏(財務省財務官)による「OECDのBEP Sプロジェクト」と題した特別講演が行われ、同会議が締めくくられた。BEP S問題とは国際的な

香港税務学会ジエレミー・チヨイ氏及び香港会計師公会アンソニー・タム氏に、前テーマ同様、各国の現状などを報告いただいた。B E P S セッションにおいても、発表者には事前に、B E P S 行動計画のうち、「計画12…タックス・プランニングの報告義務」または「計画13…移転価格関連の文書化の再検討(国別報告の実施を中心として)」のいずれかを選択して、①貴国政府の対応、②企業の見解・対応、③税務専門家の見解・対応、④今後の課題の4つのテーマについて報告されるように通知されており、それらに基づき各国の現状が報告された。

国籍企業が、ビジネス活動のない国や地域、ゼロ税率や低税率国に利益を移転し、不当に税を免れる租税回避を、国際的な協調によりそれぞれの国税源を守るために、O E C DとG 20の共同プロジェクトとして、包括的合理的な15項目の重点分野について「B E P S行動計画」として取り纏めが進んでおり、O E C Dは2015年10月15日、「B E P Sに対する行動計画として15の重点分野について最終レポート」を公表した。そしていいよ、2015年11月15日16日に開催されるG 20においてステイトメントを公表

「税源浸食と利益移転」問題を指している。競争優位の多い国籍企業が、ビジネス活動のない国や地域、ゼロ税率や低税率国に利益を移転し、不当に税を免れる租税回避を、国際的な協調によりそれぞれの国の税源を守るために、「OECDとG20の共同プロジェクトとして、包括的合理的な15項目の重点分野について「BEPSS行動計画」として取り纏めが進んでおり、OECDは2015年10月15日、「BEPSSに対する行動計画として15の重点分野について最終レポート」を公表した。そしていよいよ、2015年11月15日16日に開催されるG20においてステイトメントを公表する段階まで進んでいるようである。早晚、OECD加盟国やG20構成国は、15項目のBEPSS行動計画に則った租税条約から各国国内税法も含めた改正が求められていくことになると思われる。

AOTCA・BEP Sの用語
解説は13頁3段目参照